



倉敷市市民企画提案事業について

答 申

平成 2 5 年 3 月 2 1 日

倉敷市市民企画提案事業審議会

倉敷市市民企画提案事業の審査について（答申）

目 次

	頁
市民企画提案事業審査結果	1
新規提案事業および実施事業の全体講評	2
平成25年度新規事業の審査について	4
平成25年度継続事業の採択審査について	10
審議会 委員	14
参考資料	
(1) 諮問書	15
(2) 市民企画提案事業実施要綱	16

倉敷市市民企画提案事業は、市民活動団体の公益的な活動を支援することで、市民活動のさらなる活性化を図るとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的としている。

倉敷市では、平成17年度から本事業を実施し、平成22年度実施事業から制度を見直すなどして、多くの成果をあげてきている。この提案事業を通して、市民と行政が相互に補完し合うことにより、倉敷市が住みよいまちとなってゆくことを念願する次第である。今後に向けて、市民活動を一層発展させて、市民自らが自立・成長するための一助となれば幸いである。そして、本事業がより成熟した市民活動へとつながる契機となることを期待している。

来年度の新規事業については、昨年の9月に平成25年度事業の募集をしたところ、全体で15件の応募があった。本事業の趣旨をご理解いただき、自発的かつ自立的に応募、実施された提案団体に対して、倉敷市市民企画提案事業審議会として衷心より敬意を表する次第である。昨年の審議件数11件と比較すると、今年は若干増えている。とくに「はばたきコース」の応募が8件と多く、逆に「めばえコース」が2件と少なかった。協働部門では5件であった。

本審議会は、2月17日と23日の2日にわたり継続事業の5件も含め、応募のあった19件の事業について書類審査、プレゼンテーション、審議会委員との質疑応答などを経て、厳正かつ公正に審査を行った。本答申は、その結果を取りまとめたものである。

審査した事業は、地域の活性化や社会環境等の改善につながるなど、市民サービスの向上に寄与する内容であった。本答申を契機に「新しい公共」の理念に基づいた「市民参加による協働のまちづくり」が促進されることを期待するとともに、一層充実した事業となるよう祈念する次第である。

末筆ではあるが、倉敷市市民企画提案事業に格別のご理解とご協力を賜り、公開プレゼンテーションや継続審査会の実施にあたり、真摯に対応していただいたすべての関係者の皆様に真心より御礼申し上げる次第である。

平成25年3月21日

倉敷市市民企画提案事業審議会
会長 加藤 充美

新規提案事業および実施事業の全体講評

提案事業に対する全体の講評およびコース別講評については、審議会委員からの意見を以下に整理してまとめておく。個々の事業に関する講評は、委員の意見を集約したものを別途掲載しているので参照されたい。

なお、全体講評、個別講評の課題については、今回提案のあった団体だけでなく、多くの市民活動団体や、行政の各セクションが少なからず抱える課題でもありと考えている。提案はそれぞれ活動の意味があるものと認められるものが多かった。しかし、もう少し工夫すればより効果的な活動になると思われる点も見受けられた。この事業をより有意義で活発なものしていくために、以下に記述する意見を自ら活動の参考にしていただき、市民活動の活性化や、協働による効果的な取り組みを期待するものである。

1) 事業計画書の重要性

プレゼンテーションでは、各団体工夫して熱く訴えるものが多かった。しかし、書類のみでは内容を判断しにくいものも散見された。また、実施にあたっては通常諸々の問題点が生じるが、そのような想定が甘い場合がしばしば見受けられた。書面にするとということは、問題点を洗い出し、考えを整理する上で非常に有効である。各団体の熱意は評価するものの、その熱き思いを実現する為にも、それを推進させる精度の高い事業計画書を作成することが望まれる。

2) 事業の形態と費用対効果

補助金は市民の税金から賄われており、補助を受けた団体は用途をよく考え、注意深く執行する義務を負っている。その意味でよく考えられている提案もあったが、予算書が大まかすぎるもの、用途が安易に設定されているもの、あまりに補助金に頼りすぎているものなどが見受けられたのは残念である。一時的には補助金を利用して、最終的には自立して活動できるような力強い財務体制づくりが望まれる。

3) 市民と行政の協働

行政が協働として参加しているものでは、手堅い活動や計画を展開しているものが多かった。協働事業は、市民と行政がお互いの良い面を出して補い合って事業を推進するものである。しかし、残念ながら市民と行政がお互いに求めるものがずれて頼り合いになり、問題の本質の關係に

結びつかないと思われるケースも見られた。市民と行政がよく話し合い、問題意識を共有することが大切である。

また、継続にあたっては、前年度の活動をさらに推進する、より高い目標を設定していただきたい。

4) 団体同士の連携の強化

プレゼンテーションでは各団体の熱意はよく伝わってきた。しかし、既存の制度や団体と十分に連携すれば、より幅広い力強い活動が展開できるのではないかと思われる提案がいくつか見られた。倉敷市市民企画提案事業の性格上、自分たちの主体的な活動に対する行政のサポートと捉えがちであろうが、そこには公益性が期待されている。自分の身の回りの小さい範囲に囚われることなく情報を集め、他の団体との連携を図るなど、倉敷市全体の活性化に寄与する観点を忘れないでいただきたい。

5) 制度の在り方

この制度をうまく利用して活動を継続している団体も見受けられる。本来であれば、補助金の期間内に組織を強化し活発な活動が展開できる団体へ進化することや、他団体との連携を深めてより幅の広い活動に展開することが望まれる。この点では、行政からの働きかけなどがより求められることとなろう。また、協働事業において行政内の連携の強化も必要となるであろう。

一方、この制度を利用せずに自立して活動している団体も多い。そのような団体が活動の基盤の強化や活動の幅を広げるために、この制度を利用することは、制度の主旨に沿っていると思われる。より幅広く市民に参画を呼びかけるよう、広報のあり方も見直す必要があると思われる。

平成25年度新規事業の審査について

【選考過程】

はばたきコース，協働事業部門については，2月17日および23日に開催された公開プレゼンテーションでの事業に関する説明，質疑応答をもとに，事業の実現可能性や事業に対する団体の熱意を審査するとともに，当初の事業計画，予算書では判断できない部分や，事業内容に精査の必要性が見られる箇所について質問を行った。公開プレゼンテーション後の審議会で，応募書類，公開プレゼンテーション，質問に対する回答，協働事業部門に関しては担当課の意見等を総合的に勘案したうえで，審査基準にもとづいて審査を行った。

めばえコースについては，公開プレゼンテーションを行わず，事業計画，予算書およびヒアリングをもとに，審査基準にもとづいて2月17日に開催された審議会で審査を行った。

【選考基準】

公平性を確保するため，申込事業の関係者となる委員は該当する部門の審査を外れることとし，委員ごとに採点を行うこととした。提案事業ごとに，基準に「いいえ」を付した委員の基準の点は0点とし，各委員の基準の持点を100点とし，全委員の点数の平均点を得点とした。また，得点が60点以上の事業を採択可とし，順位はその得点の高い順とした。

【審査基準】 < 評価項目および配点 (100 点満点) >

平成25年度新規事業の審査基準

審査項目			コース・部門			
審査のポイント			めばえ	はばたき	協働	
基準	公益性	A 不特定多数のものの利益の増進に寄与するなど公益性が認められる事業である				
	中立性	B 市が補助することについて、疑義が生じる要素がない				
	協働性	C 市民団体と行政が協働すべき領域で、市民団体が取り組む方が効果があがる事業である				
	全項目「はい」か					
基準	目的 (公益性・重要性)	1 事業になぜ取り組まなければいけないのかというニーズに共感できる				
		2 不特定多数のものの利益の増進に寄与するなど公益性の高い事業である				
		3 事業の目的や重要性は事実に基づき確認し、具体的に示されている				
	配点			25	25	20
	事業内容 (計画性)	4 目的に沿った事業計画がつけられている				
		5 多くの人が参加できるよう実施時期や場所などに工夫がある				
		6 実施にあたり、十分な準備期間・手段が取られている				
		7 地域住民の理解を得られ、課題解決に対する効果がある				
	配点			25	25	20
	費用対効果	8 経費に見合う効果が見込める				
		9 過不足のない収支計画である				
		10 受益者負担を求めるなどの工夫がある				
	配点			25	20	20
人材配置	11 計画を遂行する技能・能力(人的資源)がある					
	12 他の団体と協働するなどの工夫がある					
	13 事業に対する熱意がある					
配点				10	10	
協働性	14 行政も事業の意義を理解し、目的が共有できている					
	15 協働することにより相乗効果が見込める					
	16 提案団体と市の役割分担が明確かつ妥当なものである					
配点					20	
独自性・将来性	17 先進的・先駆的な事業内容である					
	18 発展性・普及性がある事業内容である					
	19 課題解決のための中長期的な計画がある					
	20 団体の成長に繋がる事業内容である					
配点				20	10	

【審査結果】

協働事業部門(新規)

順位	事業名	団体名	採択の可否
1位	障がい子育てハンドブック作成事業	ペアレント・サポートすてっぷ	可
2位	茶屋町の干拓史跡・真如庵庭園の自然観察公園への改修とその活用	茶屋町エコライフ・グループ	可
3位	新作神楽「源平藤戸合戦」の制作及び公演	備中神楽倉敷社	可
4位	「男おひとりさま料理カントン教室」開講事業	シニア世代のサバイバル男料理の会	可

公益的自主事業部門(はばたきコース)

順位	事業名	団体名	採択の可否
1位	備中綿で玉島を真っ白にする	NPO法人 備中玉島観光ガイド協会	可
2位	自転車を活用した「くらしき百景」観光プロジェクト ～環境にやさしい観光都市倉敷を目指して～	倉敷・総社 温暖化対策協議会	可
3位	水島市民交流フェスティバル	水島の未来を考える会	可
4位	ニュースポーツを切り口にした地域活性の推進 (第2ステップ)	中庄学区ニュースポーツ推進委員会	可
5位	ジャンプ・ステップ・スポーツフェスタ 2013	児島マリンスポーツクラブ	可
6位	市民活動サポート事業 ～情報提供と相談対応の充実～	くらしきパートナーシップ推進ひろば	可
7位	第4回くらしき巡りカルタ大会	吉備の国クラスター協議会	可
8位	環境保全・地域猫トラブル解決活動	西日本アニマルアシスト	可

創業期活動部門(めばえコース)

順位	事業名	団体名	採択の可否
1位	倉敷町家でのMamma Cafe開催	倉敷のかあさん「Mamma Cafe」	可
2位	シニアこそネット利用で生活を便利に楽しく ～タブレットを触ろう～	NPO法人 介護ん	可

【個別講評】

協働事業部門（新規）

第1位 障がい子育てハンドブック作成事業

障がいのある子どもの数は増加傾向にあり，診断がつく年代層も広がっている。親としては子育てをするうえで，必要な情報をコンパクトにまとめて情報提供されることは有用である。障がいのある子どもの親のみを対象とするのではなく，広く社会全体に理解を広げるような取り組みにしてほしい。情報を広げるツールとして，紙媒体に限らず，インターネット等を活用し，より多くの人の目に触れる工夫をされたい。

第2位 茶屋町の干拓史跡・真如庵庭園^{しんにょあん}の自然観察公園への改修とその活用

地域の干拓史跡の環境を整えることで，多様な生き物がすむ自然観察公園としての役割も担える。施設の改修を通して，ふるりの良さを再発見できる等の利点も大きい。意味ある活動としてゆくために，地域に密着した活動ならではの地域住民への意識付けや理解および連携が重要となる。改修途中の清掃や準備活動を子どもたちの体験学習と位置付けることで，より愛着の感じられる，地域に根付いた施設となり，それが活動と連動することを期待する。

第3位 新作神楽「源平藤戸合戦」の制作及び公演

伝統的な郷土芸能の継承へのアプローチの一環として，新演目「源平藤戸合戦」に着目しており，地域の歴史理解を深めるといふ点では評価できる。日頃から神楽での公演活動もされており，意欲的に取り組まれている。今回の神楽制作を歴史物として適切な作品にしてゆくために，全国的な専門家のアドバイスを取り入れるなどの必要性を感じる。また，制作途中の経過を地元の子どもの参加型に切り替えるなど工夫することで，後継者育成にも繋げていただきたい。

第4位 「男おひとりさま料理カントン教室」開講事業

本事業のめばえ，はばたきコースでそれぞれ事業を展開されており，今までの成果を踏まえた提案となっている。男性が主催し，対象は初心者のみを設定である。実際，独り暮らしの男性であれば，活動を通じた交流の場を広げる機会の確保とも考えられる。初心者に限定せず，学びを進めることで，サポーターへの道が開かれる。また，大人数での開催に耐えうる，さらなる展開への工夫を期待する。

公益的自主事業部門（はばたきコース）

第1位 備中綿で玉島を真っ白にする

備中綿という地域の特産品を通して，町おこしを計画していることは，受ける側にも目的が分かりやすく，受け入れられやすいといえる。もともと有名だった塩や綿の産業から現在の繊維産業に繋がっていくストーリー性を加えるなど，工夫を期待したい。始まったばかりの事業を全国的な規模に広げてゆくためにも，商品開発に係る年代層を広げてゆくことが求められる。

第2位 自転車を活用した「くらしき百景」観光プロジェクト～環境にやさしい観光都市倉敷を目指して～

観光をエコで提案しているという点で評価できる。ただし、実際に自転車で倉敷観光をする場合、行動できる範囲がある程度決まってしまうことも危惧される。他団体のイベント性のある活動（例えば、カルタ大会など）と連携することで、より倉敷の理解が進むともいえる。活動の発信対象を観光客もしくは、地元の小中学生のどちらかに絞ることで、活動のPR内容や発信方法がよりはっきりする。また運転中の事故防止や交通マナーの向上など、十分留意したうえで開催されたい。

第3位 水島市民交流フェスティバル

水島地区における福田，水島，連島地域の実質の連携や交流が重要となる。8月に開催予定の単発のフェスティバルのみでなく，日頃からの交流活動を取り入れるなど，活動の幅を広げるために努力されたい。また，地区社会福祉協議会などの地域団体や行政を巻き込んで組織作りをしているという点では，今後に向けて安定した活動のできる団体としての可能性が高く評価できるが，まずは基盤を整えてほしい。

第4位 ニュースポーツを切り口にした地域活性の推進（第2ステップ）

昨年のめばえコースでの申請に続いての第2ステップとなる。高齢者の健康増進に的を絞っており，活動展開は理解されやすい。さらに，世代を超えて20歳代からを対象にし，交流の幅を広げている点も評価できる。今後可能であれば，学区のスポーツ推進委員等の活動と連携し，参加対象の年齢幅も小学生等の子ども枠を広げ，定着した活動へと進むことを期待する。

第5位 ジャンプ・ステップ・スポーツフェスタ2013

主催団体であるスポーツクラブの運営の一部と限定されないためにも，地区のフェスティバルらしくPRや案内チラシの作成等工夫を加え，地域住民が参加しやすい環境を整える努力をされたい。単に団体会員の発表の場とならないためにも，参加者の門戸を広げる工夫が重要となる。昨年のはばたきコースでの申請に続いての申請であるが，過年度の評価や反省点を生かしたイベントとなるよう検討されたい。

第6位 市民活動サポート事業～情報提供と相談対応の充実～

市民活動のサポートという事業内容が，申請のあった他の団体の事業展開もしくは趣旨と異なり若干分かりにくい。視点を変えると，活動を始めたいと思っている団体にとっては，自分たちの思いに沿ったサポートを受けられるという点で，需要も高いと考えられる。行政と活動団体との橋渡しの活動内容は，今後必要とされてくる活動であり期待したい。

第7位 第4回くらしき巡りカルタ大会

倉敷の観光誘致という点では，他団体との連携を図る工夫をされたい。例えば，自転車を活用した観光プロジェクト等と連携することで，より倉敷を知ってもらえる機会の充実に繋がる。観光誘致活動と市民向けに倉敷カルタを広げたいという2本立てとなっている点について，焦

点が絞れていない感となっている。地域再生なのか，地域活性なのか，イベントや商品そのものに工夫やアイデアが必要である。

第8位 環境保全・地域猫トラブル解決活動

動物愛護とより良い環境づくりの二つの観点から事業計画をされている点は，評価できる。あくまでもボランティア活動の範疇であるが，行政で行うべき部分と団体活動として行う部分とのすみ分けが難しいといえる。今回は猫トラブルに絞り，去勢後に地域に戻すとしているが，費用対効果の面からも，同様の活動をしている他団体との連携をすることで，情報提供や情報を共有する等の工夫を期待したい。

創業期活動部門（めばえコース）

第1位 倉敷町屋での Mamma Cafe 開催

不登校の中高生の居場所づくりという面では意義のある活動である。不登校を克服した若者の活躍できる場ともいえる。年に2回のみイベントで終わらず，日頃から継続した活動になるよう工夫されたい。就労の場としての充実やボランティア活動内容の充実などさらなる展開を期待したい。

第2位 シニアこそネット利用で生活を便利に楽しく～タブレットを触ろう～

高齢社会の活動の一つとしては意義深い。今後，ADL（日常生活動作）の低下している高齢者にとっては，タブレットが必需品になる時代が来るかもしれない。今回は，タブレットに焦点を絞って，その機能を知ることが中心の展開である。商品をタブレットに絞った場合，レンタル提携の企業色が強く出るなど公共性に偏りが出る可能性が危惧される。また，新たなリニューアル商品やその他の機種などを取り入れていく場合，今後の団体活動の発展及び活動の継続面において，難しいとも考えられる。今後，公共性に重きを置いて工夫をされたい。

平成25年度継続事業の採択審査について

【選考過程】

事前に配付された，事業報告書，収支精算書，協働事業評価書等を基に，2月23日に開催された継続事業審査会において，提案団体による事業実績や収支決算に関する説明と，担当課による意見発表，審議会委員による質疑応答を行い，今年度事業の成果について検証するとともに，継続することの有効性，事業内容の発展性，費用負担の適正性について審査した。

【評価基準】

公平性を確保するため，提案事業の関係者となる委員は該当する部門の審査を外れることとし，委員ごとに採点を行うこととした。提案事業ごとに各委員の持ち点を評価点100点，継続点を40点とし，全委員の平均点を得点とした。

継続提案事業の採択基準は，評価点が60点以上，継続審査点が24点以上の両方を満たすものとした。

【評価の公表】

評価点により下記のとおり段階を分けて公表することとした。

- S ... 評価点90点以上
- A ... 評価点80点以上90点未満
- B ... 評価点60点以上80点未満
- C ... 評価点60点未満

【審査基準】 < 評価項目および配点 >

平成24年度事業の評価基準

審査項目	審査のポイント		配点
目的 (公益性・重要性)	1	事業の目的が達成されているか	20
	2	不特定多数のものの利益の増進に寄与するなど公益性の高い事業となったか	
	3	課題の解決に結びついたか、またはそのきっかけとなったか	
事業内容 (計画性)	4	事業計画どおり実施されたか(イベントなどの時期・回数)	20
	5	計画通りの参加があったか、または工夫があったか	
	6	実施にあたり、十分な準備期間・手段が取られていたか	
	7	市民や参加者の理解を得られたか	
費用対効果	8	経費に見合う効果があったか	20
	9	過不足のない収支であったか	
	10	受益者負担を求めるなどの工夫があったか	
人材配置	11	計画を遂行する技能・能力(人的資源)があったか	10
	12	他の団体と協働するなどの工夫があったか	
	13	熱意を持って事業に取り組んだか	
協働性	14	行政も事業の意義を理解し、目的を共有して事業を実施したか	20
	15	協働することで相乗効果があったか	
	16	提案団体と市の役割分担は明確かつ妥当なものであったか	
独自性 ・将来性	17	先進的・先駆的な事業内容であったか	10
	18	発展性・普及性がある事業内容であったか	
点数合計(満点)			100

平成25年度事業の継続審査基準

審査項目	審査のポイント	配点
A 継続の有効性	継続することにより、前年以上の効果が見込めるか 提案団体と担当課の双方が、事業継続の効果が高いことを見込んでいるか	20
B 事業内容の発展性	本年度の事業実施結果を基に、事業内容のステップアップ等を行い、 事業の発展性が見込まれるか	10
C 費用負担の適正	予算配分は適切であるか 経費節減を図り、無駄のない予算となっているか 自己資金の調達は担保されているか	10
点数合計(満点)		40

【審査結果】

協働事業部門(継続)

事業名	団体名	H24 評価	継続の 可否
倉敷音楽物語	パライスタミュージック	A	可
わたしたちの地域の防災力を高めよう!!	倉敷市災害ボランティアコーディネーター連絡会	B	可
多国籍の花咲く!まちづくり推進事業	多文化共生まちづくり倉敷の会	B	可
運動でみんながつながるまちづくり事業(水島版)	エンジョイスportsの会	B	可
「X'masイルミネーションin水島」開催	水島を元気にする会	B	可

【個別講評】

評価A 倉敷音楽物語

企画の演奏会は、すぐに満員となってしまいうほど好評である。観光客に対して、美観地区でおもてなしをコンセプトにした場合、参加したくても希望に添えていない現状は工夫の余地がある。有料での開催の場合、当然収容人数に限りが出る。もともとの企画は、美観地区で観光客が楽しめる場の提供である。継続を念頭に、閉店の早い商店街を巻き込み、より多くの人を楽しめる場の提供となるよう視点を変えたアプローチを取り入れられることが期待される。

評価B わたしたちの地域の防災力を高めよう!!

前年度の防災事業においても、小学校や施設を活用し着実な活動となっている。市民の自主防災への意識付けと認識が進んだと思われる。防災は非常に重要なテーマであり、さらに参加人数の拡大に向けて、対象年代幅を広げる工夫や、集客拡大につながる発信の必要性がある。行政の防災対策において、団体の活動の位置付けを明らかにし、連携や協働を通して地域に根付いた活動となるよう工夫されたい。

評価B 多国籍の花咲く!まちづくり推進事業

倉敷市在住の外国人が、日本で安心して暮らすために、共生の意識の啓発、普及事業として評価できる。事業内容が、祭りの参加や子育て交流会、広告誌の作成および防災啓発と多岐にわたるため焦点が絞り切れていない印象を受ける。地元で根付いた活動にしてゆくためにも、焦点を絞った活動や情報発信へ工夫の余地がある。応援団としてのパフォーマンス性は、アピールポイントでもあるため、国際交流関連として同様の活動をする他団体との連携と自分たち独自の部分のすみ分けをしたうえで活動となるよう期待する。

評価B 運動でみんながつながるまちづくり事業

年間を通じて充実した開催回数となっている点は評価できる。前年度と比較し、コストの低予算化もされており、工夫の跡がみられる。開催種目に同一のものが多いが、参加者のニーズに対応できているという点で、満足度が高く、継続性に繋がっているとも考えられる。独居高齢者などに参加を促す方法の検討が必要になるともいえる。開催と医療費との連動性など明示すると、なお意味深い活動となる。活動種目内容によっては、他団体との連携をすることで規模の拡大が図れる等検討を加えてほしい。

評価B 「X'mas イルミネーション in 水島」開催

水島を活気ある街にすることを目的に、クリスマスイベントに絞り、みんなで楽しめる事業になっている点は評価できる。継続性を重視する場合、前年度並みもしくはそれ以上のイベントになるよう工夫をすることは重要である。実質の活動会員の固定化や、一部の会員の過負担とならないよう検討を要する。企画における予算面でも、無料配布のプレゼントの見直しや近隣の地域からの参加の勧誘など、参加型のイベントとなるよう、地道で無理のない活動にしていきたい。

倉敷市市民企画提案事業審議会委員名簿（第4期）

平成25年2月17日現在

氏名（敬称略）	所属等
いぎ なおき 猪木 直樹	玉島みなと若旦那会
いしい えつこ 石井 悦子	消費生活学級 船穂地区 会長 人権擁護委員協議会 常務委員
おおもと ひろし 大本 裕志	岡山県備中県民局 協働推進室長
おかの てるみ 岡野 照美	岡田地区まちづくり推進協議会 元 協働の指針検討委員会委員
かとう みつみ 加藤 充美	くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学 教授 学生部長
きど けいこ 木戸 啓子	倉敷市立短期大学 保育学科 准教授
さか うえ ひろし 坂ノ上 博史	公募委員 一般社団法人倉敷未来機構 代表理事
ちあき みつこ 千秋 満子	公募委員
ふくやま てつろう 福山 哲郎	FMくらしき「プリティーウーマン」 スペシャルサポーター
まつもと けいこ 松本 啓子	川崎医療福祉大学 保健看護学科 准教授

50音順

倉敷市市民企画提案事業審議会

会長 加藤 充 美 様

倉敷市市民企画提案事業について（諮問）

倉敷市市民企画提案事業実施要綱（平成18年11月21日施行）第7条第2項の規定に基づき、次の市民企画提案事業の採択及び評価に係る審査について諮問します。

平成25年2月17日

倉敷市長 伊 東 香 織



記

- 1 平成25年度継続事業の採択審査
「X'masイルミネーションin水島」開催 ほかに4件
- 2 平成25年度新規事業の採択審査
「倉敷町家でのMamma Café開催」 ほかに13件

倉敷市市民企画提案事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主自立した市民公益活動が多様に展開され、もって市民参加や協働によるまちづくりを推進するため、市民公益活動をしようとする団体が提案する事業(以下「提案事業」という。)に補助金を交付するものとし、その申請、選定及び補助金交付等に関しては、倉敷市補助金等交付規則(昭和43年倉敷市規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(提案事業の部門)

第2条 提案事業は、次に掲げる部門で構成し、各部門の補助の目的は別表に定めるところによる。

- (1) 創業期活動部門(めばえコース)
- (2) 公益的自主事業部門(はばたきコース)
- (3) 協働事業部門
 - ア 市民提案コース
 - イ 行政提案コース

(申込団体)

第3条 申込みできる市民活動団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市内に活動拠点を有する団体
- (2) 組織運営等に関する規則、会則等が定められている団体
- (3) 提案時において、次のいずれかに該当する5人以上で構成している団体。
 - ア 本市内に住所を有する者
 - イ 本市内に勤務する者
 - ウ 本市内の高校、短大、大学その他の各種学校等に在学している者
- (4) 別表に定める要件に適合する団体

2 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、申し込みできないものとする。

- (1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者(候補者を含む。)又は政党等を推薦し、若しくはこれらに反対することを目的とする団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第

6号に規定する暴力団員が支配人，無限責任社員，取締役，監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し，又は実質的に経営等に関与している団体

- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条の規定による処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
（対象となる提案事業）

第4条 提案事業は，次の各号のいずれにも該当するものを対象とする。

- (1) 提案団体が実施主体となる事業
(2) 単年度で完結する事業
(3) 本市又は本市の外郭団体の補助を受けない事業
(4) 原則として本市内で実施される事業
(5) 協働事業部門は，本市が実施中又は実施予定としている事業と重複しない事業

2 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する事業は提案事業の対象としない。

- (1) 施設等の整備（不動産の取得を含む。）を主眼とする事業
(2) 個人給付等の補助的制度に関する事業
(3) 営利を目的とする事業
(4) 宗教上の教義，信者の教化育成等に係る事業
(5) 政治上の主義の推進，支持，反対等の主張又は表明に係る事業
（提案事業の公募）

第5条 市長は，提案事業を期間を定めて募集するものとする。

2 市長は，応募要領を定めて公表するものとする。

3 前項の応募要領には，審査の方法及び基準を記載するものとする。

（申込方法）

第6条 前条の募集に応じて申し込みをしようとする団体（以下「提案団体」という。）は，所定の申込書に次に掲げる書類を添えて，市長に申し込まなければならない。

- (1) 事業計画書
(2) 予算書
(3) 提案団体概要書
(4) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

2 提案団体は，同一の募集期間内において1事業のみ申し込みできるものとする。

(提案事業の選考及び通知)

第 7 条 市長は、前条第 1 項の規定による申込書類の提出を受けた提案事業について、第 5 条第 3 項の規定による方法等により審査するものとする。

2 前項の審査にあたっては、市長が倉敷市市民企画提案事業審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

3 市長は、審議会の答申を踏まえ、適当と認める提案事業（以下「採択事業」という。）を選考し、選考結果を当該提案団体に通知するものとする。

4 市長は、採択事業の概要及び選定理由を公表するものとする。

(経費の補助)

第 8 条 市長は、別表に定めるところにより、採択事業の実施に要する経費について、補助金を交付することができる。

(対象経費)

第 9 条 補助金の交付の対象とする経費は市長が別に定める。

(採択事業の具体化と進行管理)

第 10 条 第 7 条第 3 項の規定により採択事業として通知を受けた提案団体（以下「実施団体」という。）及び市長は、それぞれの役割分担及び事業内容を明確にした協定書を締結するものとする。ただし、めばえコース及びはばたきコースの採択事業についてはこの限りではない。

2 協働事業部門の実施団体及び市長は、協定書に則り、採択事業の実施及び進行管理を行うものとする。

3 市長は、進行状況並びに実施結果について、適時に公表するものとする。

(採択事業の変更)

第 11 条 実施団体は、次の各号のいずれかに該当するときは事業計画変更協議書を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

(1) 採択事業に要する経費の配分を変更しようとするとき

(2) 採択事業の内容を変更しようとするとき

(3) その他申請に係る事項の変更をしようとするとき

2 市長は、実施団体から前項の申し入れがあったときは、直ちに実施団体と協議を行い、措置を決定し、通知するものとする。

(採択事業の中止等)

第12条 実施団体は、採択事業を中止し、又は廃止しようとするときは事業中止・廃止届を市長に提出するものとする。

2 市長は、実施団体から前項の届出があったときは、直ちに採択事業の中止・廃止に伴う補助金の返還を命ずるなど措置を決定し、通知するものとする。

(事業報告書)

第13条 実施団体は、採択事業が終了した日の翌日から起算して30日以内に実績報告書としてとりまとめ、市長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りでない。

(報告会等)

第14条 市長は、中間ヒアリング及び採択事業終了報告会(以下「報告会等」という。)を開催するものとする。

2 実施団体は、市長が報告会等を開催するときは、積極的に協力しなければならない。

(採択事業の評価等)

第15条 採択事業の事業評価にあたっては、市長が審議会に諮問するものとする。

2 市長は、審議会から事業評価の答申があったときは、必要な措置を講ずるものとする。

(事業の継続)

第16条 協働事業部門において、実施団体が引き続き継続して同一内容の事業を実施しようとする場合、最大で3年間事業を行うことができるものとする。ただし、その場合の採択は第15条第2項の答申を踏まえ決定するものとする。

(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第17条 実施団体は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を、事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年11月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、協定書を締結した採択事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年度又は平成21年度に新たに実施した採択事業のうち、引き続き平成22年度以降に採択を受けて実施する採択事業の補助率及び補助額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

別表(第2, 3, 8条関係)

	創業期活動部門 (めばえコース)	公益的自主事業部門 (はばたきコース)	協働事業部門	
			市民提案コース (団体の企画提案)	行政提案コース (市がテーマを提示し 団体が企画提案)
補助の目的	創設直後の団体が 勇気を持って市民 活動に取り組むた めの補助	自主活動を充実・ 発展させるための 補助	団体と市が協働という手法で実施すること で、より効果的になり市民サービスの向上 につながる事業を実施するための補助	
補助率	対象経費の90% 以内	対象経費の90% 以内	対象経費の75% 以内	対象経費の100% 以内
補助の上限	5万円	20万円	50万円	
活動年数に 関する制限	設立後3年未満 の団体に限る	設立後1年以上 の団体に限る	設立後1年以上の団体に限る	
補助回数に 関する制限	1団体1回まで	1団体3回まで		

交付額は千円単位(千円未満切捨て)とする。